

☆五月一憲法月間に思う

いま憲法を変える必要があるのか――

改元行事で影が薄くなつた憲法月間

◆五月一日、天皇の譲位が行われ元号が平成から令和になりました。この事についてはさまざま評価や意見がありましたが、際だつたのがその五一バーブリと報道の過熱ぶりでした。

◆その中で違和感を感じたのは、「平成最後の」とか「令和最初の」といった、まるでこの世の中がすっかり変わつてしまふかの様な報道でした。一方、それが変わつてしまつたら、文字どおり世の中が変わつてしまふ要素を持つ憲法についての報道があまりにも少なかつたのではないかでしょうか。

例えば憲法第9条が変わつてしまつたら

◆二〇一五年、政権は集団的自衛権行使の解釈をえて、日本が他国から攻撃されついで戦争に参加する仕組みを作つてしましました。いわゆる新安保法です。私たちには明らかに現憲法に違反すると考えます。

◆そして、現政権はこれを正当化するために、9条第2項に自衛隊の存在を明記し、第2項を骨抜きにして、堂々と戦争のできる憲法に変えようとしています。これこそ、世の中ががらりと変わることにつながりませんか？

◆この様な重大なことが、今年の憲法記念日にはほとんど議論されず、あまり報道もされませんでした。憲法などには無関心で浮き足立つた十連休でした。

七月選挙前に何が起ころか

◆この浮き足だつた国民の姿は3分の2の改憲勢力を持つてゐる現政権を利することになります。国民が無関心なうちに七月の参院選の前までに憲法改正の道筋（発議）を付けてしまうという現政権の可能性がゼロとは言い切れません。

◆そして、選挙に有利だとみれば、衆議院も同時に解散して選挙を行う可能性も取り沙汰されています。総選挙には七百億円以上の税金が使われるといいます。経済の低迷が続いているのに、国民の税金を湯水のように使つて衆議院まで解散選挙をするなどといふのは正気の沙汰ではありません。

優先事項は平和と生活の安定

◆国民の幸福を考えるなら、まず戦争をしない国作りと生活の安定ではあります。私たち浜松市憲法を守る会は、憲法を変える必要は全くないし、変えてはならないと考えます。

二〇一九年五月十二日（日）護憲平和行進（通算627回目）
★月例護憲法を守る会 浜松市事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

集合



憲法9条は
私たちの平和です

